

育児休業支援手当金について

給付概要

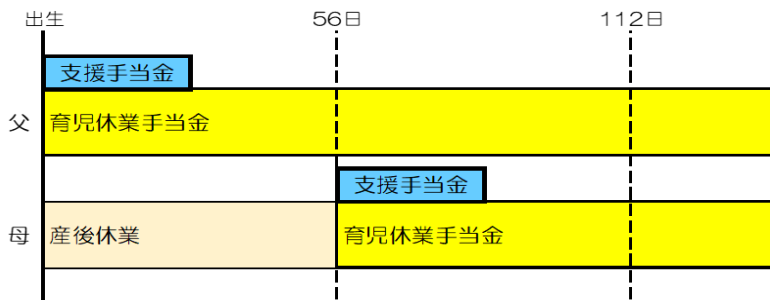
子の出生後一定期間(以下、対象期間といいます。)*₁内に、両親ともに14日以上*₂育児休業を取得した場合に、28日*₃を上限に標準報酬の日額の13%が支給されます。

*₁ 男性は子の出生後56日以内、女性は産後休業後56日以内。

*₂ 14日には土日を含みます。なお、分割して取得した場合は対象期間内の日数を通算します。

*₃ 28日には土日を含みますが、支給日数は土日を除くため最大20日分です。

【イメージ】



育児休業手当金にプラスで支給される給付です。



支給要件

原則として、組合員と配偶者ともに対象期間内に14日以上育児休業を取得することが条件ですが、子の出生日の翌日において以下に該当する場合、配偶者が育児休業を取得する必要はありません。

- ① 配偶者が育児休業に係る子について、産後休業をしている場合
- ② 配偶者が自営業者・フリーランス・無業者など、雇用される労働者でない場合
- ③ 配偶者が非正規労働者などで、対象期間内に子の養育のために休業することができない場合
- ④ 配偶者がいない・子と配偶者が法律上親子関係にない・配偶者が行方不明などの場合

簡単に解説！



男性組合員は、配偶者の状況が必ずいずれかに該当するので、自身が育児休業を取得すれば給付が受けられます。

一方、女性組合員は、配偶者が育児休業を取得できる環境で就労している場合には、夫婦どちらも育児休業を取得しなければ給付を受けられません。

請求手続

育児休業取得後に支給要件を満たしてから請求してください。

☆当組合ホームページをチェック

短期給付事業＞勤務を休んだ時の給付＞給付の案内・手続き＞育児休業支援手当金

※請求書や添付書類もこちらから確認できます。

その他

- ・給付金額には、雇用保険法の規定に準じた上限額があります。
- ・雇用保険から同一の給付を受けられる場合は、当組合から育児休業支援手当金は支給されません。